

鎌ヶ谷市テニス協会会則	制定 昭和 56 年 4 月 5 日
	改訂 平成 27 年 4 月 1 日

## 第一章 総則

### (名称)

第 1 条 本協会は、鎌ヶ谷市テニス協会と称する。

### (組織)

第 2 条 本協会は、鎌ヶ谷市内に所在する事業所、テニスクラブ及びテニス愛好家によって組織される団体の連合体とする。

### (資格)

#### 第 3 条

本協会の会員は、鎌ヶ谷市内に所在する事業所、テニスクラブ及びテニス愛好家によって組織される団体に所属し、原則として鎌ヶ谷市在住・在勤・在学の者とする。

## 第二章 目的及び事業

### (目的)

第 4 条 本協会は、テニスの普及・振興を図るとともに、相互の親睦と体力・技術の向上に努め、社会体育の発展に寄与することを目的とする。

### (事業)

第 5 条 本協会は、次の事業を行う。

- 1 各種テニス競技の主宰・後援・主管
- 2 講習会・研修会の開催
- 3 地域のテニス普及
- 4 公営コート増設のためのキャンペーン
- 5 その他に本協会のための目的達成に必要とされる事業

## 第三章 事務所

第 6 条 本協会の事務所は、鎌ヶ谷市内に置く。

## 第四章 役員

### (役員)

第 7 条 本協会は、次の役員を置く

- 1 会長（1）、副会長（1）、理事長（1）会計監査（1）。
- 2 理事 10 名以内。
- 3 特別顧問、顧問及び事務局を置くことが出来る。

### (役員を選出及び職務)

第 8 条 本協会の会長及び副会長は、総会において選出され、次の職務を行う。

- 1 会長は、本協会を代表して統括する。
- 2 副会長は、会長を補佐し、会長が事故あるときにはその職務を代行する。

第 9 条 理事長は、理事会で選出され、総会の承認を受け会務・事業を行う。

第 10 条 会計監査・事務局は、総会の推挙により、会長が委嘱し次の職務を行う。

- 1 会計監査は、本会の経理を監査し、総会に報告する。
- 2 事務局は、事務・連絡・渉外等を担当する。

第 11 条 理事は、原則として加盟団体から推挙された者（1 団体 3 名以内）のほか、会長が必要と認めた者について、理事会において承認された者とし、本協会の運営に必要な業務を遂行する。

(任期)

第 12 条 役員の任期は、2 年とし再任は妨げない。役員に欠員が生じた時は、新役員の任期を前任者の残任期間とする。

## 第五章 会議

第 13 条 総会・理事会等の会議は、次のとおり行う。

- 1 総会は、毎年 1 回以上開催し会長が招集する。会長・副会長・理事長・会計監査・理事等で構成され、年度毎の事業計画・予算・事業報告・決算その他重要事項を協議し決定する。
- 2 理事会は、理事長が招集し構成する各担当理事によって会務執行上必要な事項を協議し決定する。

第 14 条 会議は、定数の半数以上の出席により成立し、議決は出席者の過半数で決定する。

## 第六章 経費

第 15 条 本協会の経費は、登録料（加盟費）・補助金・寄付金・大会参加費その他の収入により充当する。登録料は理事会で決定する。

第 16 条 本協会の予算は、総会の承認を経て定め、決算は会計監査を経て総会の承認を得なければならない。

(会計年度)

第 17 条 会計年度は、毎年 4 月 1 日から翌年 3 月 31 日までとする。

## 第七章 会則の変更。

第 18 条 本会則の変更は、総会の決議によらなければならない。

## 第八章 加盟及び脱退

(加盟)

第 19 条 加盟を申請する団体は、年度毎に登録書に所定の項目を記入し登録料を添えて事務局を経て理事会に提出する。

(脱退)

第 20 条 加盟団体が本協会の会則に違反した場合、また協会の目的に反する所為ありたる場合は理事会の決議を経て脱退させることが出来る。  
また、年度始めに申請がない場合は退会とみなす。

## 付則

- 1 本協会は、鎌ヶ谷市体育協会に所属する。
- 2 本会則は、施行に係る細則は理事会において定める。
- 3 本会則は、昭和 56 年 4 月 5 日より施行する。
- 4 本会則は、一部変更の上、昭和 61 年 4 月 5 日より施行する。
- 5 登録料は、各年度の初めに納めるものとする。
- 6 本会則は、平成 27 (2015) 年 4 月 1 日より施行する。